

お使いの水道子メーターは有効ですか？



水道子メーターは国の法令で使用有効期限が**8年**と定められています。

国の法令（計量法）で**公的機関の検定**または**指定機関の検査**を受けていて、なおかつ8年の**使用有効期間以内**のものしか使用できないと定められています。有効期限を過ぎていた子メーターは、新品または修理をして再度検定（検査）を受けたものに取替えなければなりません。

チェックは簡単♪ 3つのステップで有効期間をセルフチェック！

①子メータを探す

②フタをあける

③有効期限をチェック

- ◎有効期限は検満シールまたはシール証印(基準適合)で確認できます。
- ◎有効期限の切れた子メーターは水道料金トラブルを防ぐためにも交換しましょう！



シール証印 H27年4月以前の製品は写真のシールとなります。

検満シール 検満シールのメーターには右側のプラスチック証印がついています。



Q. もし有効期限が過ぎたままの水道子メータを使い続けたらどうなるの？

A. 6ヶ月以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金に処せられ、またこれを併科されます。(計量法第172条)



貸しビル・マンションなどの集合施設の水道メーターには、親メーターと子メーターと呼ばれるものがあります。

親メーター

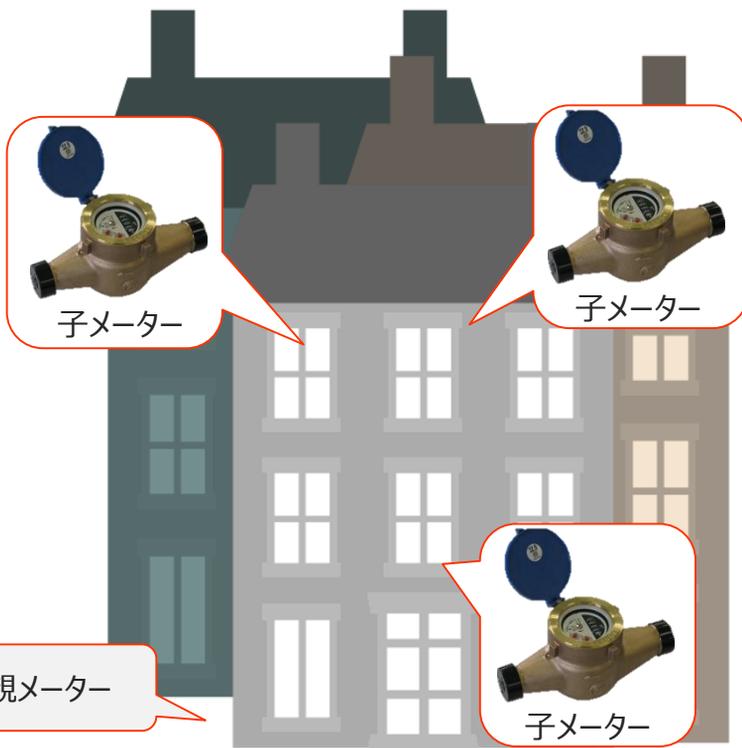
(管理：水道事業者)

水道事業者（水道局）が水道料金徴収のために設置するもので、水道事業者に管理義務があります。

子メーター

(管理：建物所有者さま・管理者さま)

建物所有者さま（管理者さま）と入居者の間で水道料金の配分に使われるもので、**建物所有者さま（管理者さま）に管理義務**があります。



◎計量法で規定するメーターの有効期間と検定について
「取引または証明に用いる計量器は、検定に合格し、かつ、有効期限内のものでなければ使用できない」と定められています。（計量法第16条）
有効期限切れとなる前にご相談ください。

交換時間は約30分！ ※口径によって交換時間は異なります



水道子メーターについてのご相談をお待ちしております。

本店専用ダイヤル(通話料無料)

0120-02-7092

www.q-tecno.co.jp

いつもの暮らしを、もっと明るく。

九電テクノシステムズ株式会社
Kyuden Technosystems Corporation



ソリューション事業本部 営業部 メーティングソリューショングループ

〒815-0031 福岡県福岡市南区清水4-18-15
北九州支店 〒803-0827 福岡県北九州市小倉北区緑ヶ丘3-3-1
福岡支店 〒815-0031 福岡県福岡市南区清水4-18-15
佐賀支店 〒849-0938 佐賀県佐賀市鍋島町大字鍋島1366
長崎支店 〒851-2127 長崎県西彼杵郡長与町高田郷1809
大分支店 〒870-0953 大分県大分市下都東二丁目1-35
熊本支店 〒860-0834 熊本県熊本市南区江越2-11-4
宮崎支店 〒880-0024 宮崎県宮崎市祇園2-24-1
鹿児島支店 〒890-0067 鹿児島県鹿児島市真砂本町54-7

TEL:092-541-0442 FAX:092-541-0754
TEL:093-581-7996 FAX:093-581-4485
TEL:092-541-0549 FAX:092-541-0956
TEL:0952-60-6391 FAX:0952-32-3180
TEL:095-856-6105 FAX:095-856-6115
TEL:097-568-6236 FAX:097-568-6377
TEL:096-201-4666 FAX:096-201-4163
TEL:0985-71-0003 FAX:0985-71-0414
TEL:099-256-2546 FAX:099-250-3016